

処分・指導を行った日	事業者名	処分・指導の種類	事故概要	処分・指導内容
2020年4月13日	福本フェリー株式会社	輸送の安全確保に関する指導	<p>令和2年4月7日9時頃、福本フェリー株式会社のフェリー「第拾貳小浦丸」は、旅客3名、車両1台等を乗せ、広島県尾道市向島に着岸時、クラッチリモコンの不具合により、一時漂流状態となった。旅客の負傷者なし。</p> <p>4月8日及び4月13日、中国運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく監査を実施した。</p> <p>4月13日、クラッチリモコンの不具合の抜本的な原因究明を含む指導を行った。</p>	<p>下記の事項について抜本的な原因究明と再発防止対策を講じること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. クラッチリモコン不具合の抜本的な原因究明 2. 関係する設備の抜本的な改善 3. 再発防止のための点検・整備計画の見直し 4. 運航管理体制の見直し 5. 使用船舶の代替建造計画と船員確保計画の策定
2020年10月26日	福本フェリー株式会社	輸送の安全確保に関する命令	<p>令和2年4月15日9時頃、福本フェリー株式会社のフェリー「第拾五小浦丸」は、旅客8名、車両3台等を乗せ、広島県尾道市向島に着岸時、操船を誤り、桟橋に衝突した。旅客の負傷者なし。</p> <p>4月20日及び4月23日、5月8日、中国運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく監査を実施した。</p> <p>10月26日、安全統括管理者は事業所として就航船舶の状態を一元的に管理するため、船舶安全法に定める検査の受検計画に留意した配船計画の策定及び改定、船舶検査証書の有効期間や中間検査の検査時期等について、就航船舶の船内及び事業所内での掲示及び改定することを含む命令を行った。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全統括管理者は、事業者として就航船舶の状態を一元的に管理するため、船舶安全法に定める検査の受検計画（全ての種類の検査が対象）に留意した配船計画の策定を行い、状況変化に応じて常に改定するなどの措置を講じること。また、安全統括管理者は、船舶検査証書の有効期間や中間検査の検査時期等について、複数の担当者により確認できるよう、常に就航船舶の船内及び事業所内での掲示等を行い、状況変化に応じて常に改定すること。 2. 安全統括管理者は、運航管理者及び船長に、事故等の際には、非常連絡表に従い、関係官署等に遅滞なく報告を行わせること。また、安全統括管理者は、報告を徹底するため、安全管理規程の事故処理基準に定める「事故等の範囲」や「非常連絡表」について就航船舶の船内での掲示等を行うこと。さらに、安全統括管理者及び運航管理者は、乗組員に安全管理規程及び事故処理基準を理解させる教育及び訓練を実施し、実施した内容を記録簿に記録すること。 3. 安全統括管理者は、安全管理規程に定める作業基準に基づき、乗下船作業の手順を船内に掲示するなどして、現場作業員に作業基準に従った手順での係船索の係止を徹底させること。 4. 安全統括管理者は、令和2年4月7日に発生した不具合の抜本的な原因究明と再発防止策を講じるとともに、就航船舶の各種機器等の定期的点検整備が確実に励行されるよう、今後の点検整備計画を策定し、確実に実施させ記録するなどの改善策を講じること。点検整備計画には、少なくとも、これまでの安全運航の支障要因ともなっている機器の故障（操舵不能、ランプドア作動不能、主機関停止、クラッチ操作不能）の再発防止策を含むものとし、故障が発生した場合は、再発防止策を行い、計画を見直すこと。また、安全統括管理者は、発航前点検においても、船長にこれらの機器に故障が生じていないか確認させるとともに、点検簿に結果を記録させること。
2020年11月9日	福本フェリー株式会社	輸送の安全確保に関する指導	<p>令和2年10月10日12時頃、福本フェリー株式会社のフェリー「第拾五小浦丸」は、旅客13名、車両6台等を乗せ、広島県尾道市向島の着岸時、機関故障により減速できず、桟橋に衝突した。乗客の負傷者なし。</p> <p>10月12日及び10月16日、中国運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく監査を実施した。</p> <p>11月9日、安全統括管理者及び運航管理者は、事故の原因を究明し、再発防止を図るための改善策をの策定することを含む指導を行った。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年4月15日及び10月10日に同一船長による不適切操船事故が発生しており、いずれも重大な事故に繋がりにくい事象である。これらは、安全管理規程に規定される（第49条「事故原因の調査」）安全統括管理者及び運航管理者による事故の原因等の調査と再発防止が徹底されていないことが要因の一つと考えられる。このため、安全統括管理者及び運航管理者は、事故の原因を究明し、再発防止を図るための改善策を策定すること。 2. 乗組員等への安全教育について、この4～5年記録されておらず、実施されていないものと考えられ、安全管理規程に規定される（第50条「安全教育」及び第54条「記録」）安全教育の実施及び記録が徹底されていない。このため、安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程や関係法令に関する乗組員等への安全教育を定期的実施し、実施した内容を記録簿に記録すること。 3. 令和2年4月15日の事故の際、船舶検査証書及び船舶検査手帳の船内不備置が判明しており、法令遵守が社内に徹底されていない。このため、安全統括管理者及び運航管理者は、船内に備える法定書類の備置等について、社員に対して、関係法令の遵守の徹底を図るための改善策を策定すること。